

## 令和7年度第1回知多市空家等対策協議会 議事要旨

### 1. 開催概要

#### (1) 日時等

2025年7月31日(木)14:00~15:10 知多市役所 3階協議会室

#### (2) 委員名簿

氏名	所属・役職	備考
児玉 善郎	日本福祉大学 工学部工学科 建築学専修 教授	
野田 貴之	愛知県建築士事務所協会 知多支部	欠席
安島 千暁	愛知県司法書士会	
竹内 栄道	愛知県宅地建物取引業協会 知多支部	
河内 利久子	知多市民生委員・児童委員連絡協議会	
佐藤 彰洋	知多市コミュニティ連絡協議会	
宮島 壽男	市長	代理出席:原 一雄副市長

#### (3) 公開・非公開の別

非公開:議題(4)要注意空家等に対する今後の取り組みについて、個人や空家について特定されるおそれのある内容及び内部情報となるため、非公開とする旨、事務局より報告があった。

#### (4) 議題(質疑等は「2. 議事結果」に示す。)

##### 1 会長及び職務代理者の選任について

・互選により会長に児玉委員、会長の指名により職務代理者に竹内委員を選任。

##### 2 知多市の空家等の状況について

・知多市の空家数

事務局から資料1に基づいて説明。

・空家等に関する相談等の件数

事務局から資料2に基づいて説明。

##### 3 令和7年度に実施予定の事業について

・事務局から資料3に基づいて説明。

##### 4 要注意空家等に対する今後の取り組みについて《非公開》

・要注意空家等リストの再編及び今後の取組みについて

事務局から資料4に基づいて説明。

・特定空家等への対応状況について

- 事務局から資料5に基づいて説明。
- ・相続財産清算人選任空家等の状況について
- 事務局から資料6に基づいて説明。

(5) その他(質疑等は「2. 議事結果」に示す。)

- ・事務局から第2回空家等対策協議会を令和8年2月頃に開催予定である旨を連絡。

2. 議事結果

(1) 知多市の空家等の状況について)

・空家等に関する相談等の件数【資料2】

- |      |   |
|------|---|
| 竹内委員 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・どの地区に空家等が多いか、分布状況のようなものはわからないか。</li> <li>・実家じまいが増えてきているが、対応の方針等はあるか。</li> </ul>   |
| 事務局  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度に作成した知多市空家等対策計画中間報告書にまとめている。空家等が多く集中しているのは、旭北、八幡、旭南コミュニティ。また、D判定の空家等が多いのは、岡田、旭北、新知コミュニティである。</li> <li>・国土交通省が発行している「住まいのエンディングノート」を広報(R7年8月号)に掲載し、空家等となる前から対応について考えてもらえるよう、努めている。</li> </ul> |
| 河内委員 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・空家等所有者に適正管理を求める際に、所有者から住宅の思い出等を理由に解体等の対応をしてもらえないこともあると思うが、どう対処しているか。</li> </ul>   |
| 事務局  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・なかなか対応していただけないケースもあるが、空家等はあくまでも個人の所有物であるため、自発的な対応を求めることになる。周囲に迷惑のかからないような管理を粘り強く求めている。</li> </ul>   |

(2) 令和7年度に実施予定の事業について【資料3】

- |      |  |
|------|--|
| 児玉会長 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者サロンでの周知について、何か所で実施する予定か。</li> </ul>               |
| 事務局  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点で確定はしていないが、例年6～7か所程度で周知している。今年度も同様の予定。</li> </ul> |

(4) その他)

- |     |  |
|-----|--|
| 原委員 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定空家等への措置について、他市町の指導状況等をよく調査し、参考としてほしい。『助言・指導』段階での効果的な手段があるかもしれない。引き続き、適切な管理に向けての対応に努めてほしい。</li> </ul> |
|-----|--|

以上